

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-9)

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	渡邊 康正(水環境課長/ 地下水・地盤環境室長) 根木 桂三(閉鎖性海域 対策室長) 平野 智巳(海洋環境室 長)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保、アジア地域における水環境改善に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼 の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	-	-	100%	-	(河川)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。
					(湖沼)	93.1%	92.0%	93.9%				
					(海域)	55.3%	55.1%	55.6%				
					【全体】	79.8%	77.3%	79.1%				
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
					93.9%	94.2%	93.8%	調査中				
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	-	-	「別紙のとおり」						閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。	
5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。	
					79.4%	86.2%	93.1%	調査中				

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万ト)	180以下	—	平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、平成22年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
7 アジア地域等における我が国の水環境改善支援の推進	—	—	水循環基本計画(H27.7閣議決定)において、アジア各国の連携強化、情報共有の促進等により、水環境管理制度等の改善や水処理技術の移転等の支援を推進することが規定されているため
8 水環境中の放射性物質の存在状況の把握・共有	—	—	水質汚濁防止法に基づき、全国の水環境中の放射性物質の存在状況を常時監視し、その情報を国民に提供することは、健全な水循環の確保に資する。
9 海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—	—	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 水質環境基準検討費 (平成24年度)	170; (146)	142; (127)	129 (109)	157	1.2.3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討</li> <li>・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直し</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。</li> </ul>	113
(2) 排水対策推進費 (平成23年度組替)	83; (79)	68; (51)	68 (78)	87	1.2.3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査</li> <li>・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討</li> <li>・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討</li> <li>・生物応答を用いた新たな排水管理手法についての調査・検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。</li> </ul>	114
(3) 水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	17; (17)	17; (18)	42 (54)	31	1.2	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど)</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。</li> </ul>	115
(4) 総量削減及び閉鎖性海域 管理推進費 (昭和53年度)	96; (77)	102; (95)	105 (93)	94	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認</li> <li>・第8次総量削減基本方針の検討及び総合的な水環境改善対策の推進</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8次総量削減基本方針の策定</li> <li>・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減</li> <li>・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水環境改善に寄与する。</li> </ul>	116
(5) 閉鎖性海域環境保全推進 等調査費(有明海・八代海 総合調査評価委員会経費 を含む)(平成19年度)	128; (114)	137; (128)	132 (128)	132	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。</li> </ul>	117

<p>(6) 豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)</p>	<p>42 (52)</p>	<p>20 (22)</p>	<p>70 (70)</p>	<p>135</p>	<p>4 &lt;達成手段の概要&gt; ・湾・瀬ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 &lt;達成手段の目標(28年度)&gt; ・藻場・干潟の分布状況の把握 ・底質・底生生物調査、湾・瀬ごとの詳細分析 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・湾・瀬ごとの水環境の実態や藻場・干潟等の状況を踏まえた生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に資する。</p>	<p>118</p>
<p>(7) 湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>51 (33)</p>	<p>38 (32)</p>	<p>37 (37)</p>	<p>37</p>	<p>2 &lt;達成手段の概要&gt; ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 &lt;達成手段の目標(28年度)&gt; ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。</p>	<p>119</p>
<p>(8) 水質・底質分析法検討費 (平成23年度組替)</p>	<p>32 (28)</p>	<p>26 (9)</p>	<p>25 (11)</p>	<p>25</p>	<p>1,2,3 &lt;達成手段の概要&gt; ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定 ・先進的・効率的な分析法の検討 &lt;達成手段の目標(28年度)&gt; ・環境基準等に見直しに係る公定分析法の検討、国内外の分析技術の知見を収集し、現行公定法との比較調査により新たな分析手法の導入の検討 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定の体制を固め、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。</p>	<p>120</p>
<p>(9) 地盤沈下等水管理推進費 (平成19年度)</p>	<p>20 (15)</p>	<p>16 (19)</p>	<p>14 (12)</p>	<p>16</p>	<p>5 &lt;達成手段の概要&gt; ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 &lt;達成手段の目標(28年度)&gt; ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。</p>	<p>121</p>
<p>(10) 国際的な水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)</p>	<p>175 (170)</p>	<p>181 (173)</p>	<p>126 (102)</p>	<p>111</p>	<p>7 &lt;達成手段の概要&gt; ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 &lt;達成手段の目標(28年度)&gt; ・中国の畜産排水処理改善に向けた現地調査、技術提言等の実施 ・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt; ・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。</p>	<p>122</p>

<p>海洋環境関連条約対応事業 (11) (昭和61年度)</p>	<p>67 (69)</p>	<p>69 (67)</p>	<p>68 (81)</p>	<p>74</p>	<p>6          &lt;達成手段の概要&gt;          ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処          ・国際的な動向を把握          ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に係る在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</p>	<p>123</p>
<p>海洋環境モニタリング推進事業 (12) (平成10年度)</p>	<p>70 (61)</p>	<p>66 (64)</p>	<p>76 (67)</p>	<p>79</p>	<p>6          &lt;達成手段の概要&gt;          ・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査          ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・調査結果の国民への情報提供          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に係る在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。</p>	<p>124</p>
<p>ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (13) (平成19年度)</p>	<p>1239 (1239)</p>	<p>815 (814)</p>	<p>955 (954)</p>	<p>868</p>	<p>6          &lt;達成手段の概要&gt;          ・平成24年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、平成26年度末までに民間事業者において処理          ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・不発弾について、引き続き適正に陸上で処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。</p>	<p>125</p>
<p>漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 (14) (平成19年度)</p>	<p>79 (63)</p>	<p>84 (69)</p>	<p>2,938 (2,776)</p>	<p>479</p>	<p>9          &lt;達成手段の概要&gt;          ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握          ・原因究明及び発生抑制対策について検討          ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付。          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進・原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。</p>	<p>126</p>
<p>我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (15) (平成25年度組替)</p>	<p>73 (70)</p>	<p>79 (81)</p>	<p>86 (86)</p>	<p>90</p>	<p>7          &lt;達成手段の概要&gt;          ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る          &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;          ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。</p>	<p>127</p>
<p>国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究事業) (16) (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>90 (90)</p>	<p>90 (90)</p>	<p>90</p>	<p>7          &lt;達成手段の概要&gt;          ・アジアの異なる発展段階にある数カ国の都市とその周辺地域を選定し、汚濁負荷、土地利用予測、人口動態、都市計画・政策等の情報を収集・解析し、政策を検討した上で、それらの導入・整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、対象地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、関係者に提案するとともに、都市における水環境改善のためのデータ整備・政策評価手法をとりまとめる。          &lt;達成手段の目標(28年度)&gt;          ・データ収集・分析を踏まえたデータベースの構築、水質予測モデルの構築、低炭素を踏まえた政策立案のための評価手法の開発、ワークショップ等の実施を通じ、アジアの途上国の能力強化を支援する。          &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;          ・アジアの途上国の政策立案・実施能力の向上を図るため、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うことにより、健全な水循環の確保を目指す。</p>	<p>128</p>

放射線物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	-	118 (80)	92 (70)	83	8	<達成手段の概要> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <達成手段の目標(28年度)> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。	129
健全な水循環に係る総合 (18) 対策推進費 (平成27年度)	-	-	113 (105)	54	1.2.3	<達成手段の概要> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価し、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ・現在、未規制であり潜在的なリスクを抱える化学物質について、工場・事業場からの排出実態の把握及び公共用水域における存在状況の把握を通じ水環境におけるリスク方策について検討を行う。 <達成手段の目標(28年度)> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 ・浄水処理対応困難物質(H26年度 厚労省通知,14項目)を対象とし、各物質のリスク情報を整理し、リスク方策の検討を行う。 <政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 ・水質汚濁防止法の指定物質への追加の必要性について検討し、事業所及び自治体におけるリスク管理体制の推進に寄与する。	132
(19) 地下水質保全推進費 (平成26年度)	-	7 (7)	18 (16)	61	3	<達成手段の概要> ・「有害物質を含む」水の基準の設定方法について、その妥当性を検証するため、基準値の見直しを含めた規制のあり方の検討と物質の挙動等の知見の収集 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に対し、面的な地下水汚染に対し、地域が主体となった取組の推進を行うための事例の収集整理分析を中心としたガイドラインの策定に向けた検討を行う。 <達成手段の目標(28年度)> ・「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・シミュレーションモデルの構築を進める。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定を進める。 ・地下水浸透基準値が設定されている有害物質29項目のうち14項目を中心として科学的知見を収集する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地下水浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。	133
施策の予算額・執行額	2342 (2233)	2075 (1946)	5184 (4939)	2703	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	是澤 裕二(土壤環境課長)			
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウム及び米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壤汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p> <p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>					政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 作物中カドミウム濃度と土壤中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	—	100%			—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壤中ヒ素濃度の関係を調査した土壤数の累計調査率(%)	—	100%			—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壤中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壤数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
3 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%	—	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。									
4 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100%	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	36 (34)	31 (30)	28 (28)	26	1,2	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。</li> <li>・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。</li> </ul>	134
(2) 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	248 (202)	190 (182)	235 (191)	243	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施</li> <li>・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施</li> <li>・土壌汚染対策法の改正法の施行から5年が経過したことを受け、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る事項について検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施し、土壌汚染対策法の施行状況等を把握する。</li> <li>・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。</li> <li>・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る検討結果を、今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壌環境の保全に寄与する。</li> </ul>	135
ダイオキシン類土壌汚染対 策費 (平成12年度)	22 (16)	17 (17)	34 (28)	19	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助</li> <li>・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(平成28年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。</li> <li>・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動の解明を進める。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。</li> <li>・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。</li> </ul>	136
施策の予算額・執行額	306 (252)	238 (229)	297 (247)	288	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		